

第七回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第十三号

(五二〇)

昭和二十五年三月三十日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 鈴木 明良君

理事 江花 静君 理事小川原政信君

理事 奈良 治二君 理事船田 亨二君

田中 萬逸君 玉置 信一君

丹羽 彪吉君 牧野 寛泰君

松岡 駒吉君 木村 榮君

出席政府委員

地方自治 小野 哲君

政務次官 高辻 正巳君

總理府事務官 安田 巖君

地方自治庁 宮橋 晴君

厚生事務官 永山 時雄君

通商産業 政務次官 小関 紹夫君

通商産業 事務官 鳥掛川 浩君

大臣官房長官 專門員 小関 紹夫君

委員外の出席者

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

專門員 小関 紹夫君

查会の設置に関する法律案(内閣提出第一三〇号)(予)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。本日はまず昨日付託になりました通商産業省設置法等の一部を改正する法律案について、政府の提案理由の説明を求めます。通商産業政務次官宮橋晴君。

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

局に、「通商鉄鋼局」を「通商鉄鋼業務局」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 大臣官房に調査統計部を、通商振興局に経理部を、通商機械局に電気通信機械部及び車両部を、通商化学局に化学肥料部を置く。

第六條第五項中「及び通商機械局」を「通商企業局及び臨時通商業務局」に改める。

第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」の下に「米国対日援助物資等処理特別会計」を加え、同項第八号を次のように改め、同條第二項中「第八号から第十号まで」を「第八号及び第九号」に改める。

八、調査及び統計の基本に関すること並びに調査及び統計の総合調整に関すること。

第八條第一号中「及び計画」を「計画及び手続」に改め、同條第四号中「事業を行うこと」の下に「(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 輸出及び輸入に関する税関長の指揮監督に関すること。

第十條第一項第八号の次に次の一号を加え、同項第九号中「賠償の実施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第二項を削る。

八の二 連合軍に対する役務の提供及び物資の供給に関すること。(通商振興局及び特別調達庁

の所掌に係ることを除く。)

第十一條第一号中「輸出の増進」を「輸出及び輸入の増進」に改め、同條に次の一号を加える。

五 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十二條第一号中「輸出」の下に「輸入」を加え、同條に次の一号を加える。

四 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十三條第一項第一号及び第三号中「輸出」の下に「輸入」を加え、同項に次の一号を加える。

七、前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十四條第一項第一号及び第二号中「輸出」を「輸出、輸入」に改め、同項第七号中「火薬類の所持の取締に関することを除く。」を削り、同項に次の一号を加える。

九 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十五條第一号中「輸出」の下に「輸入」を加え、同條に次の一号を加える。

四 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

業を行うこと。

二 米国対日援助物資等処理特別会計の経理を行うこと。

第十九條第一項中「機械器具」の下に並びに「非鉄金属及びその圧延品」を加える。

第二十四條第七号中「賠償の実施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第十七号中「及び工業品規格」を削る。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 削除

第二十八條の見出しを「通商事務所等」に改め、同條中「当分の間通商産業局の分室並びに」を削る。

第三十二條第一項中「五局」を「四局」に、「石炭管理局」を「炭政局」に、「石炭生産局」を「炭政局」に、同條第二項中「石炭生産局に開発部を、」を「炭政局に施設部を、」に改める。

第三十五條(見出しを含む。)中「石炭管理局」を「炭政局」に改め、同條第一号中「石炭」の下に「生産」を加え、同條第三号中「石炭生産局の所掌に係ることを除く。」を削り、同條第五号を次のように改める。

五 石炭産業の機械化その他石炭生産技術の向上に関すること。

第三十五條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発及び石炭埋蔵量の調査に関すること。

第三十五條に次の一項を加える。

2 施設部においては、前項第五号

の所掌に係ることを除く。)

第十一條第一号中「輸出の増進」を「輸出及び輸入の増進」に改め、同條に次の一号を加える。

五 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十二條第一号中「輸出」の下に「輸入」を加え、同條に次の一号を加える。

四 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第一類第一号 内閣委員会議録第十三号 昭和二十五年三月三十日

及び第五号の二に掲げる事務をつかさどる。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

第六十七條第一項中「配炭公団」を削り、同條第二項中「配炭公団」に關しては、配炭公団法（昭和二十二年法律第五十六号）を削る。

（工業技術庁設置法の改正）

第二條 工業技術庁設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号中「及び工業品規格」を削り、同條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 試験研究に基く工業化試験及びその他の試験研究を助成すること。

第四條中「並びに」の下に「長官官房」を加える。

第六條の次に次の一條を加える。

（長官官房）

第六條の二 長官官房においては、工業技術庁の所掌に属する人事、會計、庶務その他他部及び他の機關の所掌に属しない事務を掌る。

第七條第四号を次のように改め、同條第五号を削る。

四 試験研究に基く工業化試験及びその他の試験研究の助成に關する事項

第八條中「及び工業品規格」を削る。

（中小企業庁設置法の改正）

第三條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

（中小企業庁の所掌事務及び権限）

第三條 中小企業庁の所掌事務及び権限は、第二項以下に定めるものの外、左の通りとする。

一 中小企業の育成及び發展を図るための基本となる方策を定めること。

二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の施行に關すること。

三 中小企業の育成及び發展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること。

四 中小企業に対する資金の融通をあつ旋すること。

五 商工組合中央金庫に關すること。

六 中小企業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基く必要な指示をすること。但し、その調査及び診断は、当該中小企業者の申請に基くことを必要とし、且つ、その指示は、当該中小企業者を拘束しないものとする。

七 中小企業に有益な技術、経営方法等を奨励すること。

八 中小企業に對する金融制度その他中小企業に關係がある經濟問題に關し、調査研究すること。

九 中小企業における製品又はその製法等を展示する会を開くこと。

中小企業庁は、中小企業に關係がある事項に關し、行政庁に對し報告又は資料の提出その他必要な協力を求め、且つ、行政庁に對し意見を述べることができ、

行政庁は、中小企業に對する金

融又は物資の割当の基本となる方策その他中小企業に特に關係がある重要な方策を定めようとするときは、中小企業庁にその旨を通知しなければならない。

中小企業庁は、国会に提出される議案につき、中小企業に關係がある事項に關し、意見を提出することができる。

中小企業者は、行政庁の行為により不当にその事業を阻害されたとき、又は他人の行為により不当な取引制限を受け、若しくは他人の行為が不正な競争方法であると認めるときは、中小企業庁にその事実を申し出ることができ、

前項後段の場合において、中小企業庁は、必要があるとき認めるときは、意見を附して当該事件を公正取引委員会に移すものとする。

中小企業庁は、中小企業者が他の事業者の不当な取引制限若しくは不正な競争方法によりその事業を阻害されているかどうか、又は中小企業等協同組合の組合員が小規模の事業者であるかどうかを調査し、公正取引委員会に對しその事実を報告し、及び適当な措置を求めることができ、

公正取引委員会は、中小企業等協同組合が私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合又は中小企業等協同組合の組合員が実質的に小規模の事業者でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を發送したときは、その旨を中

中小企業庁に通知しなければならない。

中小企業庁は、中小企業の経営の向上に資することができる設備及び技術に關し、試験研究機關の協力を求めることができる。

第四條第三項中「前條第一項第一号及び第五号並びに第二項乃至第五項」を「前條第一項第一号から第五号まで、第八号及び第九号並びに第二項から第八項まで」に改め、同條第四項中「前條第一項第二号乃至第四号」を「前條第一項第六号及び第七号並びに第九項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 通商産業局の分室の廃止の際通商産業局の職員であつた者で、この法律施行の際道府県の商工資料事務所に勤務する官吏たるものが引き続き道府県の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定するものを除く）となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を準用する。

3 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 通商産業省の項公団の欄中「配炭公団」を削る。

別表第二中「通商企業局一調達賠償部」を削る。

別表第三中「石炭管理局」を「炭政

局」に改める。

理由

經濟情勢の推移に應じ、通商産業省の任務、権限、組織等を整備する必要があり、これが、この法律案を提出する理由である。

○官廳政府委員 ただいま議題となりました通商産業省設置法等の一部を改正する法律案について、その提案理由の御説明を申し上げます。

政府は、經濟情勢の推移に伴ひまして、通商産業省の組織の整備をはかるべく、先般來通商産業省設置法、工業技術庁設置法及び中小企業庁設置法につき鋭意検討を加えて來たのでありますが、今回ようやくその結論を見出すに至りましたので、ここに通商産業省設置法等の一部を改正する法律案として国会に提出し、十分な御審議を仰がんとする次第であります。

すでに御承知の通り、政府は昨年五月二十五日、通商振興の飛躍的發展を意圖いたしましたため、貿易と生産の一体的運営をはかるため、従来の商工省、貿易庁を解体いたしました。新たに通商産業省を設置して、爾來この重大な使命の遂行に邁進いたして参りましたが、最近に至りまして、米國對日援助物資輸入業務遂行のための新行政機構設置の要請、産業合理化施策の推進に伴う組織整備、石炭需給統制の緩和並びに行政簡素化の理由に基く組織の再編成等諸般の要請により、通商産業省の組織等も所要の改正を加える必要があると存する次第であります。

以下その概要につき申し上げます。本法案は第一條に通商産業省設置法の改正につき規定し、第二條に工

業技術庁設置法、第三條に中小企業庁設置法の改正をそれ〴〵規定いたしてあります。

第一に通商産業省設置法の改正について申し述べますと、本省内部部局の関係では、従来貿易公団で行つておりました輸入事業のうち、米國対日援助物資に關しては、行政機關で処理すべき要請がなされておりますため、臨時通商業務局を新設いたしまして、同局において対日援助物資の輸入事業を実施させることとした次第であります。

次に企業合理化問題は、現在の經濟事情において最大の緊急要事であり、その推進をはかることを明らかにするとともに、主としてこの事務に當らしめるため、通商企業局に次長を設けることとしたいたしました。同時に行政簡素化の趣旨によりまして、通商企業局内の調達賠償部を廃止するとともに、資源庁關係にあつては、石炭管理局、石炭生産局の二局を統合する等所要の整理改廃を實行いたしました次第であります。

次に工業技術庁設置法の改正について申し述べますと、従来工業技術庁の人事、會計等庶務に關する事務は調整部で所掌いたしておりましたが、人事院規則の実施ならびに財政法及び會計法の改正に伴ひまして、これらの人事、會計行政の事務は大幅に増加し、加えて来年度においては相當数の増員が予定されております關係から、新たに長官官房を新設いたしました。人事、會計行政を專管させることにいたしました次第であります。

第三に中小企業庁設置法の改正につきましては、中小企業行政の強力化をはかるため、中小企業の育成及び發展をはかるべき基本方針の設定、商工組合中央金庫に対する監督等につき、その権限を明確にするるとともに、私的独占禁止法または事業者団体法の適用について公正取引委員会との關係を整備することにいたしました。その他昨年十一月一日分室の廃止により、これにかわつて都道府県に設けられた商工資料事務所の職員を身分を、本年四月一日から都道府県の吏員に切りかえることとなつておりますため、これに対する恩給継続措置を講ずること、及び通商産業省機構の變更に伴ひ、國家行政組織法の改正を必要といたしますので、いずれも附則にこの改正規定を掲げた次第であります。

以上、本法案の提案理由及びその概要を申し上げた次第であります。政府は、この法案の成立により、新年度よりその態勢を整備し、充実せる通商産業行政の実施に万遺憾なきを期してゐる次第であります。何ぞ政府の意のあるところを了承せられまして、すみやかに御審議の上、御協賛を得たいことをお願いいたします次第でございます。

○鈴木委員長 政府の提案理由の説明はこれにて終了いたしました。御質疑はございませんか。

○江花委員 通商産業省全体として今度の改組、あるいは新設の部局があるようであり、人員の關係はどうなつておりますか。

○永山政府委員 人員の關係でございますが、人員は昨年の定員法の制定にめられました定員は、昨年十月一日におきまして、二万一千二百五十九名と

いう定員でございますが、それに対しては、二十五年年度の予算におきましては、二万六千九百九十二名、約二万七百名ということに予算の上で査定をされておるのであります。この内容につきましては、物資の統制事務が御承知の通り大幅に廃止をされて参りました。従来約二百五十品目ありましたが、最近におきましては、六十品目ばかりに減少をすることになつて参りました。従ひまして、その關係におきまして大幅な減員をいたしております。

たとえば物資調整事務關係におきましては、先ほど申し上げました二十四年度の定員におきまして、約六千三百人ほどのものが入つておつたのであります。それが、それが二十五年度の予算では、二千七百名程度まで減少するという減少を受けておるのであります。同時に通商關係の仕事につきましては、たとえば今後の貿易方式といたしましては、通商協定、市場調査、そういうような關係で、従来以上にその方面の仕事を増やして参らなければならぬというふうなことで、通商局あるいは振興局、そういう方面の人員が増加をいたしております。あるいはまた工業技術の行政を拡充強化をするという意味におきまして、工業技術庁の人間は相當増加をしておる。あるいはまた中小企業行政を強化するという意味におきまして、中小企業行政の人員をふやして行くというふうなことで、結局差引きか

れ、これにいたしますと、昨年度の定員よりも、人数の上におきましては五百七十名ほどの減員をすることになつております。

○江花委員 品目の減少だけを人員整理の基準とするというのには、数の上だけで判断するのは適當でないと思ひます。二百五十品目のうち、六十品目に減して、もちろん増員しなければならぬ必要のあるところも承知いたしますが、五百名では少し少いと思ひますが、大体当局としては、ぎりぎりのところまでやられたわけでありませんか。

○官廳政府委員 ごもつともなお尋ねておきます。通商産業省として考へておきます統制の整理は、明日、すなわち年度末におきましては、大体九品目程度、これは則ち統制の方から考へて九品目程度にいたしたい、こういうことで第一次統制撤廃以來第八次まで實行して参つたわけであり、たゞいま六十品目と申しましたが、三十九品目程度が現在則ち統制をやつておられます。基礎的なものでありまして、四月一日ををわらうといたしましては、四

品目程度が現存する部分があるわけであり、たゞいま官廳長から申しましたように、大幅な人員削減をやつておられますが、なおこれに伴ひまして、内局の部面におきまして相當事務量の縮小がある。大体行政整理というものは、政策的な意味もたくさんありますが、その仕事の分量に押されて行くということが正しいのであらう、かように考へまして、大体予算をこらんく、だいたい三箇月暫定の定員をとつておられます。今国会終了後また近き時期におきまして臨時国会の開会も予定せられておりますので、この機会にも少し行政組織の簡素化をはかりまして、根本的な通商産業各方面におきます人の上から見ました整理をいたしたい、ただいま腹案を持つておりますが、まだ關係

方面との御了解も十分でございませぬので、心持は御意見の通り、かようなはなはだ微温的な程度では根本的な整理が全うせられたとは考へておらぬことを御了承いただきたいのであります。

○江花委員 もう一点お伺いします。これは必ずしもわれ〴〵がそうつ込んでお伺いしなくても、当局者はよくわかつておられますところ、旧事務から新しい事務に轉換した職員の適応性とか、そういうような点については、たとえば工業技術庁など、私どもしろうとの考へでは普通の庶務的な役所とおもひますが、かわつておられるのも考へるのであります。こういうものは、やはり部内で整理の対象になつた者を轉換して、そちらの方に充用される、このような御方針ですか。

○官廳政府委員 工業技術庁の方は、御承知のように昨年工業技術振興國民運動を展開しまして、日本再建のために必要なる工業技術の振興をはかつて参りました。それを今回実施面に移して、あらゆる施策を講じたというので、予算も組み、また定員も配置しております。御指摘のように、工業技術庁の會計、庶務というふうな部門の方は、これは共通性のあるものでありますから、あるいは職場轉換等による充用もできると思ひますが、専門的な方々は、元來工業技術庁ではその長官も民間人を採用するという趣旨からいたしました。廣く民間から人材を求めるといふ方針をとりまして、人事、庶務等に關するものは、大体省内で轉換して参りたい。その数等につきましても、せつかく考慮を拂つておりますが、ただいまのところ諸般の關係上、

三

第一類第一号 内閣委員会議録第十三号 昭和二十五年三月三十日

三

数の的確なことは申し上げかねるよう
な次第であります。

○玉置(信)委員 この改正の基本的な
問題から考えてみますと、行政を簡素
化して、行政運営面を強力にしよう
というのがねらいであると思つてお
ります。従つて、説明でも明らかにさ
れておりますように、企業合理化とい
う問題がきつて重大であると思つて
おりますが、今後企業合理化の点に
ついて、いかような構想を持つてお
られますか、この点についてお伺い
したいと思います。

○宮權政府委員 私の方ですつと
企業合理化を考へております折柄、適
切な御質問をいただきまして、まことに
感謝にたえません。昨年来産業合理化
審議会というものをつくる議が起りま
して、昨年の暮れも迫りました十二
二十何日か、ちよつと日は忘れました
が、その創立總會をいたしました。た
だいま各専門部会三十一、これに總合
部会、一般部会というものを設けま
して、各部会ごとに合理化に對し基本
本的な考へ方をまとめていただく諸問
を發して、現段階におきましては、
鐵鋼部会とか、それ／＼の部会にお
きまして、専門委員等を委嘱いたしま
して、懸命に研究いたしました。すで
にその成果も得たような次第であり
ます。これを本年度におきます施策の
一環として、ぜひ強力にやつ
て参りたい。この産業合理化の部会等
のことは、いずれまた資料等をお手元
へ配付いたしまして、御批判をいた
だくようにいたします。ただ、通商産業
省で現在考へております点で、この合
理化審議会の活動の上に欠くること
がありますのは、他のたとへば運輸省

に關します造船に對します合理化の
審議会等もつくりたいのであります
が、これは運輸省の方でつくるから、
除けというふうなことで、幸い運輸省
の方で御配慮いただけるのは確信は
いたしておりますが、国全体としての産
業の合理化の面、もし競争的な状態
ができては残念だと思つて、実は必配
してあります。かような点を調整いた
しまして、従来のお題目だけの企業
合理化でなく、実質をとらえた合理化
を達成いたしたい。また幸いにして各
部門の委員の方々が非常に御熱心で、
しかも日本の産業、経済が倒れるか
いなかの境目という悲痛な氣持を反映
して、非常にいい案ができております
ので、これに大いに期待をかけまして、
実施面へ移して、ぜひとも有効な処置
を講じたい、かように考へております。
○玉置(信)委員 次は、中小企業行政
の強化をはかるために、中小企業の育
成及び発展をはかる基本方策を決定す
るといふようなことは、今日きつめて
喫緊の要事でありまして、当然のこと
であります。これに對する具体的な
御所見をお伺いいたしたいと思いま
す。

○宮權政府委員 中小企業庁は、現在
の段階におきまして一番悩み多き行政
を担当する役所でありまして、行政
整理のまつただ中でありながら二十四
年度の定員におきましては、総員九十
四名であります。今回は九十七名を
増員して、合計百九十一名でこの施策
の強化を人的にねらつておられるのが現在
の予算であり、この設置法の一部改正
という趣旨とあわせて考へられる問題
であります。

すならば、世間で非常に誤解を受けて
おりますことは、政府の政策を透透せ
しむる点に遺憾なところがございま
して、その責任は当然政府にあると私は
考へておりますが、中小企業の施策に
つきまして詳しく申し上げますことは、
これは相当長時間を費さなければでき
ないことでありまして、その概要を
まず申し上げます。最初は金詰まり
から来る金融難だという声がありま
す。現在では有効需要が失われたとい
うこと、金を借りて物をつくつても、
それが販売化されない、こういうこと
に悩みが多いのであります。大
体資金面の手配は、立場をかえて申し
ますと、いろ／＼御批判もございま
す。コンマーション・ベースにより
まする中小企業へ流れておりますこと
の資金は、総額において一千五百七
十億くらい出ているのであります。し
かしこれはどこに流れたか、ちつとも
来ないじやないかというところが常に
叫ばれておりますが、これは金融の
わゆる民主化をねらつております現
在の立場、それと財政資金と産業資金
を画然と区別しようとする、現在の方
向の移りかわりのうちに生じた矛盾で
あらうと思ひます。中小企業の中に属
します方は、多く資本金三百万円、従
業員百人未満を中小企業と申してお
るのであります。この方々は、職時
中は、やはり一つの事業場を持つてお
ります。それが非能率的であらう
が、設備が優秀でなからうが、ある
いはそれに携わりますところの労働者及
びその事業責任者の企業努力、企業意
欲というものがどんなふうであらう
が、一応の資材の割当てを受けて、つく
りましたものが一つの規格にさへはま

れば、たとい絶対優良品だという銘が
打たれなくとも、マル公をもつて販売
される、その間におきましてものによ
りまして若干や販売ができたとい
うところに培われて参りました。この
場合におきましては、現金取引が主体
でありまして、金融機関を通ずること
の信用取引とか、あるいは手形取引
とかいうことは、その実績が全然あり
ません。従ひまして、市中銀行を通じ
ますところの銀行と中小企業との金融
的連繫というものはまつたく断ち切ら
れまして、十年年間を過ぎております。
市中金融機関を通ずる融資がいかに困
難であるかということが、これで想像
されます。そこで、最初に取上げまし
た方策は、それ／＼一件々を取上げ
まして融資のごあつせんを申し上げ、
相当の効果をあげております。しか
し、それはあくまで銀行として、金融
業者の立場からそれを判断いたします
ので、ごあつせん申し上げました何割
かは、審査の結果除外されるというこ
とで、非常に不評判を買つたのであり
ますが、これに對して打ちます手は、
まずもつて政府が中小企業育成のため
に若干の損失補償という制度を行うべ
きである、かように考へまして、昨年
十月、実は補正予算の原案では、その
補償基金まで練つておつたのでありま
して、すでに三億程度の金融機関に對
しまする融資補償の制度を法文化しま
して、国会の御審議に備える段階にま
で進みましたが、客観的情勢におきま
して、その直前においてこれが拒否せ
られまして、まことに遺憾であります
た。その後鋭意、引續きまして、これ
を強力に推進いたしました結果、最近
の情勢におきましては、これが許され

そうな段階になつて参りました。でき
得べくんば、五月三日までの会期のう
ちに、遅ればせながら提案いたしまし
て、ぜひとも皆さんの御審議によつて
やつて参りたい。遅れまして、次の
特別国会におきましては必ず御審議を
願えるらうと、ただいま確信を持つ
ておるような次第であります。従いま
して、この補償制度のきつた上りま
すので、この措置といたしまして、例
の見返り資金、これは打出の小づち、
打出の小づちと言つて、ちつとも打出
の小づちの威力がないじやないかとい
つて御批判を受けておりますが、これ
も直接投資だけじやなく、いわゆる間
接投資の面へ流用すべきものである。
一般的に申せば、産業資金の調達のため
に設けられております株式市場の証
券に對しますところの措置と、これが
債券市場として、あるいは売買市場と
しての有効な活用をするために、見返
り資金の間接投資等も必要で、あわせ
て中小企業に對します見返り資金の活
用もしてもらわなければならぬ。こう
いうことで、損失補償制度に一応資金
を見なければならぬときになりました
ので、この問題を取上げてそれ／＼交渉
して行つた結果、すでに御承知のよう
に見返り資金と市中金融の資金の協調
融資が成立いたしました。これは五割
五割の資金を供給いたします。それで
から、見返り資金勘定から二分の手数
料を金融機関に拂ひ、金融機関は貸し
つけた金を回収する場合におきまして
は、自己資金を先に回収して、見返り
資金はあとでよろしいということ、
きつめて微温的ではありませんが、消極
的な補償の意味をこれによつて達成い

たします。これも従来の方法で行きま
すと、金融機関はなか／＼獨善的な考
え方がありまして、下部に浸透いたし
ません。そこで昨年の十二月末以来、全
国五千の銀行支店に對しまして、直接
あるいは日本銀行及び日本銀行政策委
員会の名におきまして、ことごとくこ
の制度の浸透するようにまず宣伝をい
たしました。中小企業庁としてこれ
に對しまして、それ／＼の機関に全部
浸透いたしました結果、幸いにいたし
まして、これは一月の半ばごろから急
速にこの実績が上つて参りまして、月
一億、見返り資金と合せまして二億ず
つの融資が行われる予定であります
が、すでに三月二十日現在において、
件数において二百六十件、三億八百万
円、この予算であらかじめ考えました
見返り資金は出てしまひまして、なお
需要が相当多いので、これに對しまし
て明年度の四、五の二箇月分を繰上げ
て、年度内に使着手続等もただいま交
渉中でありまして、これも可能な事情
のようになつて参つております。有効
需要の喚起につきましては、一番大き
な題目は織維品であります。なおむ
ね公団滞貨を司令部のおつしやいます
通りに、安くともど／＼拂い下げて、
公団を整理しろという方策をやつて参
りますと、市場を破壊いたしますので、
公団滞貨の処理について司令部の御勸
告がありました。いろいろ了解を得
まして、一定の間、少くとも生産コス
トに若干のマージンを見込みましたそ
の標準価格をもつて、随時公売なりあ
るいは随時契約による拂下げをするこ
とに御了解を得まして、公団の方の滞
貨によりまして市場が、先安見込みで
買い控えるというふうな事態の起らな

い手續が、ただいま一応相済んでい
るのであります。ことに織維品につきま
しては、滞貨の時期におきまして統制
等を継続すべきでないという理論か
ら、すでに配付して実施の面に移され
ました衣料切符等のごときは、発表せ
られた通りに、四、五の二箇月間
は切符なしに、何でも自由にお買い願
えるようにいたしました。これもすべ
に公布いたしました。これもすべ
ますが、四、五の状況によりましては、
この態勢を永久に続けて参りたい。か
ようなことで、引續いてこの根本的統
制撤廃にまで、本年のうちの近き時期
に実施したい。かようにして参ります
ならば、需要も価格ともにつり合
まして喚起して行くのではないかと考
へまして、今いろいろとやつておりま
す。その他細目の点につきましては、
いすれ機会をもちまして申し上げたい
と思ひますが不成功の非難を受けまし
ただけに、打ちました施策は非常に数
多いのであります。そのうち成績の上
つて参りましたが、そのうち二、三
であります。大綱的に申し上げます
最初トツジ・ラインの強行によります
財政金融あるいは産業、こういう産業
経済の面からの見方から行きますと、
中小企業施策は、昨年の通商産業省発
足の当時におきまして、約三箇月な
いし六箇月のずれがあつたと思ひま
す。現在ではこれを順次縮小いたしま
して、大体二箇月から三箇月の間まで
この施策が追いついて参つたと思ひま
す。ここ半年間くらいは努力によりま
して、いすれこの施策と実情とがびつ
たり一致することはできませんが、そ
の現象がありますればその現象を追う
て施策がなされる。こういう事態が起

るであらう。かように考えまして、中
小企業庁につきましては、現在の商工
中央金庫の改組、あるいはその資金繰
り等の問題ともあわせまして、強力に
進んでおります。幸いにいたしまし
て、いろいろ御非難を受けました中小
企業庁の長官の問題等につきまして
も、長官の進んでの御勇退もありまし
て、新しき長官を迎へまして、ただ
ま全員まつた一致いたしました。こ
の方面の打開に當つております。やが
てと申しますか、近き時期におきま
して、中小企業振興対策の実績が、皆さん
の御批判に備へることができるとは
なからうか。何分こういう席でありま
して長いこと申し上げられませんが、
概要をういう結果にあることを御了承
願ひます。

○玉置(信)委員 これも先ほど御説明
の中にありましたけれども、商工組合
中央金庫に対する監督の問題であり
ますが、私申し上げることは少しく小
さい問題ではあります。今日この中小
企業に対する融資の面におきまして、
融資をしてもらうといつて大体きまつ
たものが、非常に進捗しないというよ
うな現実の問題があるので、この
監督の問題は、おそらく中央金庫の運
営に関する問題であらうと思ひます。
そうした面についての監督の配意と申
しますか。そういうことについて簡單
に御説明が願へれば幸ひと存じます。
○宮澤政府委員 提案理由に監督と書
いてありますので、監督という言葉に
なるうかと思ひますが、實際の意味に
おきましては、この運用の問題です。
御指摘の通り現在商工中金の支所が三
十幾つか、全国にまんべんなく散布さ
れております。もちろん金融機関であ

りますから、独立採算制で考えれば、
償わない所には置けないという事情に
ありますが、中小企業という立場から
言いますとそうばかり言つておられま
せんで、支所の増設も考へておられま
す。のみならず、一番中小企業の集中
してあります地区として考えられます
大阪の支所等に、今まで責任者がおり
ませんでした。所長と申してもこれは
職員でありまして、理事者でなかつた。
今度ぜひとも理事者を送りまして、
直接中小企業の方に責任ある接觸をし
たい。一々本省に來なければできない
という煩わしさをやめたい。また各支
所につきましての権限につきまして
も、監督を厳にするかわり、実施につ
いては幅を持たせて参りたい。こういう
考へでやつております。それから中小
企業の特別枠を、ただいま三十九億
円のうち商工中金が十六億五千万円持
つておりますが、最近の金繰りの状況
を見まして、中小企業等協同組合に對
する金融を強化いたします意味で、
今いろいろの業種につきまして、再
び日銀に交渉いたしました。長期にわ
たる、一年ないし五年程度の設備資金
に充たせ、あるいは滞貨を持つた
めに正常なる運転資金が枯渇いたしま
したものを、設備とかあるいは不動産
等を担保にいたしますところの制度に
よりまして、金融の実施をいたしたい。
これらにつきましては現に進捗してお
ります。これは今までにないような非
常に特別のものを設けていたいただき
て資金を流します。その資金は商工中
金を通ずる。従つて業務も皆様と非常
に接觸して実施できると思ひます。そ
こにさらに必要になりますことは、こ
こに書いてあります監督の問題であり
ます。これは中小企業とまつたく表裏
一体となるという氣持で運営して行く
中にはやはり弊害も考へられますの
で、この点につきまして所要の改正を
行ひまして、利点のみを發揚され、弊
害の起らざるように、かような方向を
ねらつてやつているのであります。

○鈴木委員 他に質疑はありません
か—他に質疑があれば北海道開発
法案を議題といたします。質疑に入
ります。御質疑はありませんか—御質
疑がなければ次に移りたいと思ひます
が、厚生大臣がただいまから十分後に
ここにお見えになりますから、それま
でこのままお待ち願ひたいと思ひま
す。
お諮りいたします。ただいま議題と
なりました北海道開発法案について、
建設委員長より意見の申入れがありま
す。その申入れの内容について私が説
み上げます。
北海道開発法案に関する申入れ
事項
内閣委員会において、目下審議中の
北海道開発法案については、当建設委
員会の総合的意見は次の通りであるか
ら、議案審査にあたり十分参酌されん
ことを要する。すなわち
北海道は、戦後わが国に残された
有力なる未開發資源並びに人口問題
の解決の対象になる特殊地域である
が、この理由のみにより地方計画を
国土計画に先行立法化するのでは安當
でない。よつてすみやかに総合国土
開發法案の提出を求め、北海道開發
法案と両々相まつて、国土の復興に
寄與されるよう御考慮願ひたい。
昭和二十五年三月三十日
建設委員長 淺利 三朗
内閣委員長 鈴木明良殿

こういふ申入れの要望がございませぬ。この点についてお諮りいたしませぬ。

○小川原委員 それは採決にあたりまして、その御意思をとりえて、この採決を委員長は後日に譲ろうというのであります。たゞいま私どもはここで採決に移したいという考え方を保持しておりますが、そこはどうか、委員長の御意見を聞きたいと思ひます。

○鈴木委員 私はきのうの委員会において、官房長官から説明された通り、総合国土開発法案、これは近々提出の見込みであるという見通しがある以上は、この委員会はこのことを採決に付してもよろしいのではないかと考へております。

○小川原委員 私どもも同意見です。

○江花委員 建設委員会としては、總意をもつてさういふ申入れをしたのであります。野党の人々も大体見えておられるようですから、もう少し審議を盡してから、結論はそこへ行きたいと思ひます。

○鈴木委員 とうとうとしたいと思ひます。この法案について御質疑はありますせんか。

○玉置(信)委員 総合国土開発と並行して審議してくれということでありましたのですか、どうですか、その点はずつきりいたしませんでしたが……

○鈴木委員 それでは要望の要旨だけをもう一度申し上げます。「北海道は、戦後わが国に残された有力なる未開発資源並びに人口問題の解決の対象になる特殊地域であるが、この理由のみにより地方計画を国土計画に先行立

法化するのには妥当でない。よつてすみやかに総合国土開発法案の提出を求め、北海道開発法案と両々相まつて、国土の復興に寄與されるよう御考慮願ひたい。」かういふ文面でありませぬ。

○玉置(信)委員 そうであります。ただいま小川原氏が申されたごとく、私もその線での審議を進めていただくことが妥当のように思ひますが、委員長においてさういふようにおとりはからひを願ひたいと思ひます。

○鈴木委員 承知いたしました。ほかに御意見はございせんか。——他に御意見がなければ、ただいま小川原君から申入れの通り、この委員会においては、総合国土開発法案が近いうちに提案される、かういふことを條件として、この法案を討論、採決に入りたいと思ひますが、いかがなものでございませぬか。

○鈴木委員 御異議がなければ、さういふことはからひます。

○江花委員 今委員長が朗読になりました通りの要望が建設委員長からこちらにありました。内閣委員会として考へますけれども、しかし国土開発計画というよりな、つまり北海道開発法に優越するしもある一般的なものと、それからこの北海道開発法との調節の問題は、法案の内容から見ましても、権限の内容は北海道開発法にさうはつきりとうたつてあるわけでもありませんから、さういふ法の解釈あるいはまた実際の運用の面において十分総合的な国土開発法というものと調和をはかり得ると考へられますので、せつかく提案になりました北海道

開発法であります。これは建設委員長の要望をこちらの方でも希望意見なり何なりとして政府に要望して議事を進められてつこうであるというふうには私に考へております。

○鈴木委員 ただいま江花君の御発言に対して御異議はございませぬか。御異議がなければさういふとらひからひたいと思ひます。

それでは一時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時四十三分開議

○鈴木委員 休憩前に引続き会議を開きます。

まず北海道開発法案を議題といたし、質疑に入ります。木村榮君。

○木村(榮)委員 これはきのう聞いた補足なんです。第十條の審議を置く場合に、衆議院議員から五名というふうになつていますが、もし衆議院が解散になつて資格がなくなつた場合は、五名の欠員ができるわけですが、その場合は審議会は完全に機能を失つてしまつて、實際上一箇月なり、一箇月半なりなくなると思ひますが、さういふように解釈してさしつかえないのですか。

○小野(哲)政府委員 ただいま御質問にございまして、第十條の北海道開発審議会の構成の關係でございまして、衆議院議員のうちから、衆議院が指名した五人の方が、解散の場合において空席となるから、従つて北海道開発審議会は不成立になるのではないかと、さういふ御質問のようになつておるにございまして、この審議会の議事及び運営等に関する、その第十條の第六項に基きまして、審議会自体が

これをきめるということになつておりますので、この法律案そのものから見ますと、その場合に法律的にどうなるか、あるいはその中の数名の方がか、たとえ先ほど仰せになりました衆議院議員の五人の方が、一応空席になつた場合において、委員会としてその機能が喪失されるものであるか、どうかといふことにつきまは、審議会自体が自主的にきめられる。かういふことがこの法律案の考へ方になつておるものと存じますので、ただいま私からここで、さういふ場合において、審議会は成立しなくなるといふことを明らかに申し上げることは、少し行き過ぎではないか、かように思ふ次第でございませぬ。

○木村(榮)委員 これは小さな問題ですが、しかし法案の中に一箇條設けて、審議を置く。しかもそれは二十人中組織する。これはどの委員が何名、北海道知事、北海道議會議長、学識経験者、かういつたふうの規定いたしました場合においては、当然その一つのものが全部なくなつた場合には、これは審議会といふものがなくなつたのが常識的な見方だと思ひます。たとえ御承知のように、農地委員会なんかの場合も、小作代表が全部なくなつた場合には、農地委員会は成立いたしません。学識経験者の中二人、三人なくなつた場合は、これはいいと思ひます。それで今あなた六項において云云と言われましたが、これは読んで字のごとく、審議会の議事及び運営に関する問題であつて、これは議事そのものを運営することを規定したのである。審議会の構成そのものを問題にしてゐるのではない。従つて五人のもの

が解散になつた場合は、審議会はその機能を停止する。あるいはせぬということをお確かにおかぬと思ひます。その点を明確にしておいていただきたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 私の考へは説明が少し足りなかつたのではないかと思ひますが、この審議会として活動いたしたための運営上の問題については、第十條の第六項に基きまして審議会自体が自主的にきめられることになつておる。この法律案の建前から申しますと、審議会はこの第一項にございませぬ。左に掲げるものにつき内閣総理大臣が任命する委員二十人以上で組織する」といふことになつておる。従つてこの中の、たとえばかりに御指摘になりましたように衆議院が解散になりましたら、五人の議員の方が一時空席になりましたら、委員会自体としてはこの法律上は有効に成立してゐる、さう解釈いたす次第であります。

○木村(榮)委員 それは相当問題があるのですが、私は法律家でないから常識的なことしか質問ができませんから、この程度でやめますが、さういふた非常に疑義のある審議会といふものは、私はこの際再検討してもらわなければならぬ。

もう一つお尋ねしたい点は、たとえ最近の状況に見ますと、北海道の千歳というところで、対地射撃をするために、約七千歩くらいにわたつて、その中にいます農民の立退きをさせているといふたふうなことで、さういふことが将来とも起つて来ますと、北海道開発のいさゝかな諸計画の上において相当大きな支障を来す場合

があると思う。こういったことに対してはどのような御方針でおやりになるのですか。

○小野(青)政府委員 ただいまの御質問の、北海道千歳村の具体的問題につきましても、私詳しく承知いたしておりませんので、具体的には御答弁はいたしかねるのでございますが、かりに開発計画等が具体的に進行されま

ような場合に、あるいは土地を買上げて移転させるというような問題も起らないこともないであろうと存するのであります。これらの問題につきましても、それらの執行に当る行政機関等もございまして、あるいは北海道庁におきまして関係のある場合におき

ましては、北海道庁においてこれが処理をいたすこともございまいしょう。あるいは農林省が直接行うような場合が起つたといいたしすれば、農林省において適当な方法をとるであらう、かように想像いたしますので、一概に抽象的に、かような場合においてはこうするということをごで御答弁申し上げかねるような次第でございます。

○木村(藤)委員 もうよろしゅうございませう。

○鈴木委員 他に質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
○鈴木委員 質疑がなければ、これより討論に入ります。

江花委員そのほかの委員の方々から、本法が通過いたしました後において、決して何らの拘束力がないのだということを通りとおしていただいて、私もその通りと考えておるのであります。本案が通過後におきましては、何ら拘束力なしと再確認をいたしまして、討論に入りたい、かように考えるのであります。

北海道が開発されましたことは、徳川幕府から明治の初年にかけてできたことではありますけれども、新憲法の趣旨と何ら異なつたことではない。北海道の特有性というか、それはほかの三つの島と比べてみましても、何ら異なるところはなく、奥に文化国家の建設であつたと思つておられます。それは何であるかと申しますと、明治天皇が明治二年に詔勅を賜りまして、北海道を開拓せよということにだれに対して言われたかというところ、宗教家であるところの東本願寺の大谷光賢氏に對しまして御下命になつた。こういうことは、突に北海道の最も特殊性であります。そこで大谷家では、百二十人の人を集めて、そして中仙道を通つて、信州を横切つて、越後を越えて、酒田から北海道に渡るのに一箇月の間

かかつたのであります。そして遂に函館に上つて、道のない険しいところを、野に宿して、噴火灣に出て、これよりずつと日本海にまた出まして、それより小樽に行つて、札幌におちついたのであります。そのときにはたつた倭人が四人であつた。その四人で拓殖を始めまして、今日は一つもありませんけれども、東本願寺農場というものを至るところに興しまして、宗教というものと学問というものを中心にし

て、そして北海道を開発したの歴史を見ましても、北海道のみの行き道でありまして、遂に北海道に警察を置かなければならぬ、兵隊も置かなければならぬということになりましたが、初めは屯田兵と申しまして、なるほど名辭だけは、兵という字が付きますけれども、これは軍国主義のものではないのであります。農家でありまして、この特別な組織によつて開拓をやつたのであります。北海道の農村に行きますと、今日におきましても、かぎを付けておられません。屯田兵というものは、かぎをかけたおつた。こういう文化が一体世界のどこにあるかということ。これは宗教とか学問とかいうことによつて、文化的開拓をねらつたからであります。またこれを軍事的に見ましても、旭川に師團を置いたというところは、これは戦争の場合を考えますと、こんなものは何にもならぬ。こんなところに師團を置くということ、ばかの骨頂です。北海道の開

発は何ら軍事的ではないのです。北海道を開発して、日本の国民が将来どうして文化的に行くかというところを、ねらいを置いたということ、まずもつて考えなければならぬ。また千島は、武力でもつておつたのではないのであります。これはお互いに納得して、條約によつて交換をいたしましたのであります。日本の領土になりましてから、この千島というものは大切なものであります。もしわれわれが侵略主義であつたというならば、その木なども、みな切つてしまはずでありまして、千島だけは木を存在させておりました。一本の木といえども切つてお

せん。また一年に三億からのカン詰を、人類のために北海道は輸出しておる。それから海獣につきましても、御承知の通り国際條約を結びましたがいよ／＼困つたのは、一匹の海獣が一年に十萬のさけを食い荒してしまふのであります。これは世界人類の生存上、はなはだおもしろくないので、そのときに海獣をとつただけであつて、海獣をとつて、北海道が利益を得ようという考えはなかつたのであります。それでありますから、交換をいたしましたときの通りに、このさけがふえて行つておるのであります。またもう一つ申し上げてよろしいのは、私も北千島を視察いたしました。海岸ではさけをとつておる。そこにまが来て、とつたさけを食つておるのであります。それでわれわれの仲間は、そのくま一匹撃たないのであります。この一例を見ましても、いかに平和的に文化国家を建設しようと考えておつたかということ、如実にわかります。

それでありまして、明治維新になりまして、クレークさんとかあるいはケブロンさんがアメリカから来まして、教育方針を定められました。われわれもこの教育の一端を受けておるわけでありまして、であるから、今日北海道をごらんくださるといふと、わかれますが、他の大きな島三つと北海道とは、住んでおる人間の行動というものが違つておる。これはアメリカの教育方針に従つておるのであります。また御承知の通りに、札幌がアメリカの計画されましたところの都市であり、今日占領地になりました。北海道は世界中でまことに住みやすいか

ら、札幌の附近に村をつくりたいというところであり、アメリカの方々が来て、住居を講じておられる。また北海道には総合大学もできて、いろ／＼ほかの大学もできましたが、われ／＼は最初の出発においてアメリカの指導を受けて、北海道農学校というものをつくりまして、そこから出たところの学才の人、佐藤昌介、あるいは新渡戸博士、あるいは松村何しが、こういう人はみなアメリカの学問によつて教育され、その子孫が今日おるといふ、あいであります。北海道はまことに住みやすいところである、こう認められて、この法案が提出されたということは、何らかここに因縁があるような感じがいたします。

こういうわけでもまことに文化国家の建設の上において、この法案をすみやかに上程してもらわなければならぬ。御承知の通り、今日拓殖計画が切れてしまひまして、その切れました間に、国家は北海道に金を出させておりました。第二期拓殖計画が終るまでに、どれだけ国家から金をいたしたかといひますと、北海道はわずかに三、四千萬円の金を頂戴しておるだけである。毎年使つておる金は、自まかないで、国民が汗水流して得た税金でもつて、国家にこれを納めるかわりに、北海道の開拓をせよ、こういうことなんです。何も多くの金をもらつたことではない。もしそのときに國費が多ければ、北海道民はその金を國に返さなければならぬ。こういうことでおつたわけですね。それで戦争になりますと、中止しなされて、われ／＼はそれを國に税金として納めておつた。こういうような特殊性

がある。それが、さつき申しましたように、敗戦後も国家にこれを納めるようになりまして、一例をあげてみますれば、せつかく野幌に木材研究所がありました。それをぶちこわしてしまつて行つた。今度は工業試験場、農業試験場、水産試験場をほかに移そうという説がある。こういうことになりまして、非常に大きな損失が現われて参るのであります。一例を申し上げますならば、馬のことにつきましていろいろございまして、原産種を置くところ、今はその原産種が追われてしまつて、今はどこにも入れない状況になつておるのであります。そこでこの法案を急いでつくつていただきたい、こういうのでよくやう當局を認められまして、これをつくつていただくことになつて今日上程され、ここに同僚各位が非常に御心配をくださつて通過をはかつておられますことは、まことに国家のために慶賀にたえないのであります。それから考えましたときに、国の総合開発としての大きな計画、これはぜひやつていただきたい。これは総合開発の一環である。私もほかのように考えますので、東北を開発し、あるいは長崎県の開発があり、あるいは鹿児島県の開発があり、幾多の開発があるかと考へるのであります。これはぜひ回費をもつて開発をしてもらふと同時に、その一部分であるということも考へまして、私もほかはこの国土総合開発の法案が一日も早く出ることを望んでおるような次第であります。

そこでもう一つ、くどくどしいようでありましてお聞きを願つておきたいことは、北海道は米を三百万石とつておられます。世界のうちで北海道のように緯度の高いあつた日照量の不足なところ、米がとれることは、日本人の力である。いかなる国に行つてもあれだけの米はとつておられない。こういう特殊性を持つておる。それはどうするかというところ、水温上昇です、水を暖めて水田に配る、こういう研究、やかまに電氣を使つたらいかうに米がとれるかという考へ方、あるいは漁業の方におきましては、しんのようなものは回遊期がありまして、なか／＼容易ではありませんが、北海道人は決して自分だけ——日本のみを考へておりません。このしんを人工で孵化をいたしまして、これがソ連に行つて子供を持つてもよろしいし、とられてもよろしい。とにかく世界にしんがふればふえるだけ日本も幸いであるといふまつたく文化的な考へ方をいたしておる道民であります。こういう施設を、とくとながめていただかなければならない。そこで私も、これが一刻も早く実施に移されることを非常に希望しておるのであります。東北と私もとはまことに密接な関係がありまして、何も今のうちに時間をかけて函館から青森に着く必要はない。函館から大間であらうが小畑であらうが、そこに上りますとわずか二時間で航海ができる。ところが青森県にわれ／＼が施設したいといつても、北海道の側で青森に施設するわけに行かない。こういう計画ができる、ここに三時間、四時間という時間の短縮ができるのであります。もし東北線が複線をしつたならば、何も今日から後に石炭を

たくところの複線をつくるよりも、電氣をかけて電車で通りようにすれば、どれだけ金が安く、どれだけ交通が便利になるか、そういうことをわれわれは考へておる。北海道は石炭がたぐさんあるから、こんなところは電氣をこしらえて——今日は五十一万キロワットできておるようでありまして、われ／＼の目算するところによりまして、三百万キロワットの電氣ができるのであります。もし津軽海峡に鉄道がかかるとなつたならば、この電氣はみな東北に来る。石炭もそうでありまして、石炭をたいて暖をとるようになりまして遅れた話でありますから、石炭を液化してそれから原料をとつて工業化しさえすれば非常に大きな増産ができる。それから石油を掘ることも民間にまかせてはとうていできないのであります。いろいろの問題がございまして、また泥炭地十町歩、これを今軌道客土をやつておられますが、これはとても北海道地方の力ではできません。こういう開発法ができました軌道客土——レールを置いて汽車で土を運んで行く、こういう状態でありまして、また牛にいたしましたところで、これはアメリカにならぬままに宮脇博士がバターをつくつて、このバターが御承知の通り北海道特有のものであるとまで言われておるような次第でありまして、牛乳からは家具をつくりあるいはポタシをつくり人造石までつくつておられます。これらを輸出して行きたいものである。こういうことをながめてみますと、さらに水銀が出る、クロムが出る、白金が出る、あるいは金が出るという問題もございまして、これは国の大きな力であれば開発ができない

といふ／＼心配をいたしておつたのが、幸いにして今日百年目に遂に国会において堂々法律化したということ、北海道人として満腔の喜びであると同時に、また国としても非常な大きな利益である。そして総合開発と一緒にこれを一貫して運営していただいで、一日も早くこの法律案によつて北海道の開発のでき得ることを希望しておるのであります。私は原稿を持ちませんから、言葉の上でいろいろ重つた点もありませんし、また粗雑の点もあつたであらうと思ひますが、熱意のあまり申し上げたのであります。これをもちつて私の賛成討論といたしたい。かように考へる次第であります。何とぞ私の意のあるところをおくみとり願ひたいと考へます。

○鈴木委員長 次に松岡駒吉君。
○松岡委員 簡単に私の主張を申し上げます。

本法案に対しては大体私も賛成なのであります。ただはなはだ遺憾ながら第十條について、昨日来同僚議員鈴木君から質問いたしました際にも、すでに討論に類するような議論もあつたのであります。ただいままた共産党の木村委員からも指摘されました通り、私もは立法府と行政との混淆を避けたい。その権限を峻別したい。これはわけを申し上げなくとも、何がゆえにそれを主張するかということはおわかりのことと思ひますので、省略いたします。なお北海道知事の問題につきましても、道民の總意によつて公選された知事が、ときに国家の行政上のことを委任され委託されてやる仕事もあるであらうが、この種の委員会に加はるといふことははたして適當

であるかどうか。いわんや北海道の道の議長といふものにつきましても、これは衆参両院の議員と同様にこの点は相當重要に考へるべきではないか、こう思ふのであります。少くとも衆議院並びに参議院の議員の中から、その院が指名した者五名と三名ということになつておられますが、これはむしろ衆議院議員のうちからあるいは参議院議員のうちからというようなことでなく、衆議院議員にあらざる者から、あるいは参議院議員にあらざる者から、それ／＼の院が指名した者もしくは推薦した者といふことになるならば、私もとしては北海道開発の急を要することを十分認めますから、喜んで賛意を表するものであります。この点が修正されない限り、はなはだ遺憾ながらこれは反対せざるを得ないのであります。はなはだ簡單であります。以上を申し上げまして私の討論を終りいたします。

○鈴木委員長 次に木村榮君。
○木村(榮)委員 きわめて簡単に申し上げます。この法案は北海道開発法という名前を掲げていますが、決して北海道開発法ではなくて、ただこれは開発庁の設置法案にすぎないと私は思ふのであります。ところが開発庁設置法にすぎないものを北海道開発法という名前前で第三條によつてすべてを決定してしまつておる。すなわち法律または法律に基く命令、政令といふもので大体簡単に片づけてしまつておる。ここに私は根本的なこの法案の持つねらいがあると思ふのであります。と申しますのは、北海道の特殊性といふことを理由にいたしまして、実は第二條によつて

ほとんど命令、政令といったふうなものでこの範囲を極度にきめまして、そこへ大きな資本家、あるいはまたこれとつながる外国資本なんかが入りまくって行くような間隙を與えて、こゝろいつた点が、私の反対の第一点であります。

第二点といたしましては、私が昨日以来質問いたしました北海道開発庁そのものの機構の問題であります。この庁そのものの機構は、わずかな條文でまとめてございすけれども、ただ官庁組織だけであつて、特殊なことをやるような機構にはなつていない。審議会の問題にいたしても至つて不明確で、しかもこれはあるようないふやうな、ただつておくといつたやうなだけの規定にしかなつていない。しかもその審議会の能力、活動範圍にいたしまして、まことに實際上としては大した動きはないやうなもので、こゝろ見た方が正しいと思ひます。

次に問題になるのは、ただ法律をこゝろいふにこしらへたから、北海道の特殊な状態が開発できるのだといつたやうなものではなくて、やはりこれは国の全般的な総合的な開発状況を明らかにいたしまして、その上で特殊性をそこへ出して、特に北海道開発に對してはこゝろいつたことを問題にするのだといふことを具体的に出して、その上それに対して、たとえば国会内に北海道開発のための特別委員会あるいはまた小委員会といつたやうなものをこしらへて、その検討の上で計画を立て、そして予算案を組んでやつて行くやうな機構にしないと、こゝろいつた機構では巧みにボスに支配される危険性が私は非常にあると思ひます。

最後に申し上げたい点は、御承知のように北海道開発にあつて今まで相当苦い経験を持つております。明治十四年には、有名な黒田清隆が、一千五百萬円の政府がやつたいろいろな事業を、三十萬円でかれの輩下の關西の貿易業者に拂ひ下げようとしたといつたやうな事件が起つて、時の政界の大問題となり、宮廷派と稱したものととの間に大きな問題が起つたといふやうな問題がある。このときにあつた、さつき小川原さんが言われた言葉の中に、私は非常に重大な問題を含んでおると思ふ。と申しますのは、アメリカの人たちが住みよいよりにするのだから、開港が急務であるといふやうな意味合いだつたと思ひますが、私はさういふたよりの意味合ひではなくて、ほんとうに北海道の原住民の、また日本の全國民の利益になるやうに開港するのことがほんとうである。アメリカの人たちが住みよいよりに開港するのだといつたやうなことは私は目的ではないと思ひます。こゝろいつたときにあつた、この法案がさういつた観点から非常に必要だと強調されます。與黨側の立場は、國民に大きな誤解を招く危険性があると思ふ。従つてさういふことを勘案いたしまして、この法案には反対せずを得ない。特に因縁と申しましようか、黒田清隆の一件のあつたやうな歴史を考へますと、今日五井産業や、あるいはまた特高グループ事件などといつて、いろいろ問題が起つておりますときに、増田官房長官がこの法案を説明され、しかもその過程において討論に出ましたように、アメリカ人が住みよいために開港をする必要があるといふに至つては、私たちはこの開港

そのものねらいがどこにあるかといふことがはつきりして来るわけで、反對せざるを得ない、かように考へるわけでありませう。

○小川原委員 私の言葉にも誤りがありましたが、適当に御修正願ひたいと思ひます。

○鈴木委員 討論はこれにて終局いたしました。

これより採決いたします。本案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員 起立多数、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 御異議なければさうとりはからいます。

○鈴木委員 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案を議題といたします。御質疑ありませんか。

○木村(業)委員 この法案は今まであつたのを簡単に一まとめにしたと解釈していいのですか。

○安田政府委員 そういふことでございませう。

○木村(業)委員 そうなつて来ますと、今まではよくなるから、予算上の關係なんかも大体今まで使つていたのよりも今度はふえますか。

○安田政府委員 予算は統合いたしましたからそれだけ減ります。

○木村(業)委員 予算は減るが、しかし仕事の内容的な面において統合され

ますからよくなるのではないですか。

○安田政府委員 従来ありましたものを統合いたしますから、予算の面においては減りますけれども、仕事の面においては統合等によりまして利益があるわけでございます。

○鈴木委員 他に御質疑はありませんか。御質疑がなければ次に移りたいと思ひます。ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○鈴木委員 それでは速記を始めさせていただきます。午前に引續いて通商産業省關係の質疑がありましたらどうぞ……

○木村(業)委員 出先機關なんか大分整理されると思ひますが、今のところでは行政整理の關係で公務員が大体どのくらい減らされますか。それは項目別でなく概算でいいです。

○承山政府委員 これは午前中にも御質問がございまして、その際にお答えした問題でございますが、現在の通商省の定員は二万一千二百六十名でございますが、それが今度の予算におきましては、二万六千九百九十名ということになつております。ただこの中身は物資調整官あたりは数が非常に減少されておりまして、これは大抵事務量、特に物資割当についての券枚枚数といふやうなものを考慮いたしまして減少をいたしておりますが、たとえば物資調整の關係で、現在の定員が六千三百人といふのを、二千七百人程度に削減をするといふことに考へております。それから同時に通商協定その他の關係で、貿易の關係において若干ふえるとか、あるいは中小企業關係の指導行政を強化するとか、あるいは工業技術の行政

を拡充するとかいふやうな面でも若干ふえる面がありまして、結局差引いたしますと、二十四年度予算に對しまして約五百六十名ほどの減員になるということでございます。なお先ほど申し上げました従来貿易公団で扱つておりました援助物資關係の輸入の業務ですが、これは全然新しい業務でありまして、従来貿易公団で約千名くらいの陣容でやつておりましたのを、新しく通商省に移管しまして、約八百名くらいでやつて行くことになつております。

○鈴木委員 本日はこの程度で散会いたします。明日は午前十時半より開会いたします。

午後二時四十二分散会

〔參照〕

北海道開発法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

○鈴木委員 本日はこの程度で散会いたします。明日は午前十時半より開会いたします。

昭和二十五年四月二十日印刷

昭和二十五年四月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局